熊本県農業近代化資金利子補給要項

(平成元年2月10日告示第118号の2)

(趣 旨)

- 第1条 この要項は、農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第3項に定める資金であって、熊本県農業近代化資金融通措置要項(以下「要項」という。)第2に基づき融通される農業近代化資金(以下「農業近代化資金」という。)の利子補給に関し、必要な事項を定めるものとする。(利子補給)
- 第2条 知事は、予算の範囲内において農業近代化資金を貸し付ける要項第2の2に掲げる融資機関 (以下「融資機関」という。)に対し、この要項の定めるところにより、当該農業近代化資金に係 る利子補給金を交付する。

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)

第3条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類は、農業近代資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第2条の表に掲げるとおりとし、それについての利子補給率は、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第3の2に基づき国が県に通知する率とする。

(利子補給契約書)

第4条 第2条の利子補給は、知事が融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものと する。

(利子補給金の額)

第5条 第2条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間において算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。)の総和を年間の日数(365日)で除して得た金額とする。)に第3条に定める利子補給率を乗じて得た額とする。

(利子補給金の支払)

第6条 知事は、融資機関から利子補給の請求があった場合において適当であると認めたときは、当該 請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。ただし、調査等のため特に時日を要す るときは、この限りでない。

(利子補給の打切り等)

- 第7条 知事は、県の利子補給に係る農業近代化資金を借り受けた者が、その借入金を借入目的以外の目的に使用したときは、当該融資機関に対する利子補給を打ち切るものとする。
- 2 知事は、融資機関の責に帰すべき理由により融資機関がこの要項又は第4条の利子補給契約書の条項に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給を打ち切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第8条 融資機関は、前条第2項の規定により利子補給金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 融資機関は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の 翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞 金を県に納付しなければならない。
- 3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全 部又は一部を免除することができる。

(報告の徴収等)

第9条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第2条の利子補給にかかる農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(雑 則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要項は、平成13年3月26日から施行し、改正後の熊本県農業近代化資金利子補給要項(以下「改正後の要項」という。)の規定は、 平成13年3月16日以後の承認に係る利子補給から適用する。
- 2 改正後の要項の適用の日前に改正前の熊本県農業近代化資金利子補給要項の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要項は、平成14年8月1日から施行する。
- 2 改正後の要項の適用の日前に改正前の熊本県農業近代化資金利子補給要項の規定に基づいて貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

附則

この要項は、平成16年8月13日から施行する。

附則

この要項は、平成17年8月8日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要項は、平成18年5月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要項は、平成18年7月20日から施行する。

附則

この要項は、平成18年8月18日から施行する。

附則

この要項は、平成18年10月19日から施行する。

附則

この要項は、平成18年11月22日から施行する。

附目

この要項は、平成18年12月20日から施行する。

附則

この要項は、平成19年1月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年5月23日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附即

この要項は、平成19年6月20日から施行する。

附則

この要項は、平成19年7月19日から施行する。

附則

この要項は、平成19年8月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年9月20日から施行する。

附即

この要項は、平成19年10月18日から施行する。

附則

この要項は、平成19年11月19日から施行する。

附則

この要項は、平成19年12月19日から施行する。

III 分

この要項は、平成20年1月25日から施行する。

附則

この要項は、平成20年2月21日から施行する。

附則

この要項は、平成20年3月19日から施行する。

附則

この要項は、平成20年5月12日から施行し、平成20年4月16日から適用する。 附 則

この要項は、平成20年5月23日から施行する。

附則

この要項は、平成20年6月18日から施行する。

附則

この要項は、平成20年7月18日から施行する。

附則

この要項は、平成20年8月28日から施行し、平成20年8月20日から適用する。 附 則

この要項は、平成20年9月19日から施行する。

附 則 この要項は、平成20年10月21日から施行する。

附則

この要項は、平成20年11月20日から施行する。

附則

この要項は、平成20年12月18日から施行する。

附則

この要項は、平成21年1月26日から施行する。

附則

この要項は、平成21年4月20日から施行する。

附即

この要項は、平成21年5月7日から施行する。ただし、別表上欄(貸付対象者)は平成20年4月16日から適用する。

附則

この要項は、平成21年5月27日から施行する。 附 則

この要項は、平成21年7月21日から施行する。

附則

この要項は、平成21年9月18日から施行する。

附則

この要項は、平成21年11月20日から施行する。

附則

この要項は、平成21年12月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年1月22日から施行する。

附則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成28年2月19日から施行する。

農業近代化資金利子補給契約書(例)

熊本県(以下「甲」という。)と、〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、乙が貸し付ける農業近代 化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第3項に定める資金であって、熊本県農業近代化資 金融通措置要項第2に基づき融通される農業近代化資金(以下「農業近代化資金」という。)につき、 甲が乙に対し利子補給金を交付するについて次の条項により契約を締結する。

- 第1条 甲は、乙の貸付けに係る農業近代化資金につき、熊本県農業近代化資金利子補給要項(平成元年2月10日熊本県告示第118号の2。以下「利子補給要項」という。)の定めるところにより、 乙に対し利子補給金を交付する。
- 第2条 乙の貸付けに対し、甲の行う利子補給の決定は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子 補給承認通知書を交付することによって行うものとする。
- **第3条** 乙は、前条の利子補給承認通知書の交付を受けたときは、その日から6月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 第4条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書 に基づき、甲が利子補給変更承認通知書を交付することによって行うものとする。
- **第5条** 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったとき又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。
- 第6条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給要項第5条に規定する方式により算出した額とする。
- **第7条** 甲の乙に対する利子補給は、利子補給金請求書により行うものとする。
- 2 前項の請求書は、毎年、1月1日から6月30日までの期間に係るものにあっては同年8月20日までに、7月1日から12月31日までの期間に係るものにあっては翌年2月20日までに提出するものとする。
- **第8条** 甲は乙から前条の請求書を受理したときは、その日から30日以内に第6条の金額を乙に支払 うものとする。ただし、調査等のため特に時日を要するときは、この限りでない。
- 2 甲が前項の支払いを遅延したときは、支払期限の翌日から支払いをなすまでの期間につき、年 3.4パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。
- 第9条 乙は甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から6月30日及び7月1日から12月31日までの各期間ごとにつき、甲に対し第7条に規定する利子補給金請求書に添付して報告するものとする。
- 第10条 乙は、常に利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。
- 第11条 甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者が、その借入金を目的以外の目的に使用した ときは、乙に対する利子補給を打ち切るものとする。
- 2 甲は乙の責に帰すべき理由により乙が利子補給要項又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給を打ち切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。
- 第12条 乙は甲の利子補給に係る資金の貸付けに関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。
- **第13条** この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲、乙両者の協議により定めるものとする。
- **第14条** この契約に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙両者の協議 により定めるものとする。

第15条 この契約書は2通作成し、甲及び乙において各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事 氏 名 印

 \angle

氏 名 印